



長野県報

9月18日(木)
平成26年
(2014年)
第2608号

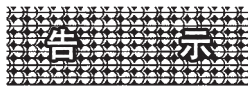
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	3
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	3

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(情報政策課)	4
都市計画案の縦覧(3件)(都市・まちづくり課)	4
特定調達契約に係る落札者の決定(契約・検査課)	5
道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習の実施(交通指導課)	6
特定調達契約に係る一般競争入札(県立大学設立準備課)	6
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課)	8
平成25年度地方独立行政法人長野県立病院機構の財務諸表(医療推進課)	9



告示

森林づくり推進課

長野県告示第498号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年9月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市戸隠字下荒倉98の4、98の5、121、字上荒倉138、139、153、163、164、168
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長野県告示第499号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年9月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐久市八幡字向原1119の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第500号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市高遠町長藤3409、7391の1、7391の2、7391の4、7393の2から7393の5まで、7393の7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
高遠町長藤3409・7391の1・7391の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第501号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町大字上松1905の5、1909の17
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第502号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡朝日村大字小野沢字上ノ山1795の182、1795の183、大字西洗馬字大日2210から2213まで、大字古見字御馬越210、211、219、220、221のイ
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大日2210、字御馬越210・211・219・220・221のイ(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第503号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡筑北村坂井字根場10017の1、10017の2(国有林)、10017の3、10018から10021まで、10022の1、10022の2(国有林)、字新屋9778から9780まで、西条字白坂砥石沢10の4、字西上767の26
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新屋9778から9780まで(以上3筆について次の図に示す

部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第504号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

平成26年9月18日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
和子	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から21号までを順次結んだ線及び標柱1号と21号を結んだ線に囲まれた区域。	上田市	東内	道添	2375番	1号
		〃	〃	上日向	2309番イの1	2号及び3号
		〃	〃	上日向	2306番1	4号
		〃	〃	上日向	2303番	5号
		〃	〃	上日向	2300番	6号
		〃	〃	上日向	2298番1	7号
		〃	〃	上日向	2296番1	8号
		〃	〃	上日向	2295番1	9号
		〃	〃	関上	2560番	10号
		〃	〃	上日向	2293番2	11号
		〃	〃	下久根	2291番	12号
		〃	〃	下久根	2273番7	13号
		〃	〃	下久根	2272番	14号
		〃	〃	関上	2559番ハ	15号
		〃	〃	関上	2552番1	16号
		〃	〃	関上	2543番1	17号
		〃	〃	関上	2529番1	18号
		〃	〃	道添	2419番イ	19号
〃	〃	道添	2409番ロ	地先道路敷	20号	
〃	〃	上日向	2305番1		21号	

砂防課

選告示第66号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成26年9月18日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

別表中

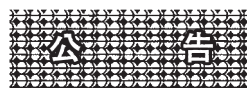
を

に改める。

35,031
318,942
7,283
22,736
17,206
8,511
6,535
9,011
6,857
104,667
65,254
46,349
20,098
28,190
13,737
19,266
11,777
18,730
8,987
18,778
8,156
6,995
21,435
18,265
38,617
21,288
8,318
26,808

34,841
317,753
7,249
22,615
17,114
8,432
6,500
8,960
6,815
104,018
64,753
46,132
19,992
28,013
13,640
19,188
11,726
18,604
8,942
18,686
8,119
6,950
21,337
18,176
38,547
21,199
8,285
26,691

選挙管理委員会



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成26年9月18日

長野県知事 阿部守一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
一般事務用パーソナルコンピュータ655台及び周辺機器一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成26年9月3日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 I B J L東芝リース株式会社
(2) 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 落札金額
1台1月当たりの賃借額 1,533円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成26年7月24日

情報政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年9月18日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
飯田都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、飯田市役所
- 縦覧期間
自 平成26年9月18日
至 平成26年10月2日

都市・まちづくり課